

教育民生常任委員会会議録

令和6年2月20日(火曜日)

鹿 角 市 議 会

出席委員等(6名)	委員長	黒澤一夫	副委員長	倉岡誠
	委員	田村富男	委員	中山一男
	委員	児玉悦朗	委員	丸岡孝文

欠席委員(0名)

事務局出席職員 書記 田村麻衣子

説明のため出席した者の職氏名

市民部長	阿部 正幸	健康福祉部長	佐藤 康司
健康福祉部保健医療専門官 兼 新型コロナウイルス感染症対策室長	村木真智子	教育部長	大里 豊
大湯ストーンサークル館長	花海 義人	市民部次長 兼 市民課長	佐藤千絵子
教育次長 兼 総務学事課長	渡部 裕之	生活環境課長	奈良 洋一
生活環境課政策監 兼 コミュニティ推進班長	阿部美沙子	税務課長	成田 匡
税務課政策監 兼 課税班長	館花 新一	福祉総務課長	井上 真
福祉総務課政策監 兼 総務企画班長	阿部 厳祐	すこやか子育て課長	工藤 千秋
すこやか子育て課政策監 兼 こども家庭応援班長	成田 文子	すこやか子育て課政策監 兼 健康づくり班長	児玉 愛子
あんしん長寿課長	成田 真紀	生涯学習課長	古田 渡
スポーツ振興課長	児玉 充	スポーツ振興課政策監	田原 智明
市民課主幹 兼 戸籍年金班長	小館香志美	市民課主幹 兼 支所窓口班長	武藤 妙子
新型コロナウイルス感染症対策室主幹	櫻田 佳奈	総務学事課主幹 兼 総務班長	大森美佳子
総務学事課指導主事	阿部 博之	文化の杜交流館長	成田小百合
生活環境課副主幹 兼 環境推進班長	金澤里香子	市民課副主幹 兼 国保医療班長	丸岡 正則
税務課収納管理室副主幹	内藤 良富	福祉総務課副主幹 兼 地域福祉班長	藤原美恵子
福祉総務課副主幹 兼 保護班長	大里 透	すこやか子育て課副主幹	齋藤 雅
あんしん長寿課副主幹 兼 高齢者支援班長	田山 公江	総務学事課副主幹 兼 学事指導班長	田村めぐみ
生涯学習課副主幹 兼 社会教育班長	村木 芳	生涯学習課副主幹 兼 文化財振興班長	安保 俊光
スポーツ振興課副主幹	児玉 純哉		

午前10時00分 開会

【開 会】

○黒澤委員長 委員の出席が定足数に達しておりますので、ただいまより教育民生常任委員会を開会いたします。

【委員長挨拶】

○黒澤委員長 今年の冬は記録的に雪が少ないという状況でありました。冬を期待していた人は、ちょっと残念という気持ちもあると思います。また、雪が少なくインカレの開催を大変心配いたしました。無事に終わったということで、大変安心しております。これからも、いろいろな大会を無事に終えるように、取組をお願いしたいと思います。

【会議進行に当たっての注意事項】

○黒澤委員長 ここで、会議の進行に当たり委員及び職員の皆様をお願いいたしますが、会議記録を作成する関係上、発言の際は、委員長の許可を得た上で、お手元にありますマイクスイッチをオンにして、赤色のランプが点灯してから発言願います。また、発言終了後は、マイクスイッチをオフにしてくださいようご協力をお願いいたします。

なお、委員長の許可がない発言については、会議記録上、不規則発言として記載されることとなりますので、徹底してくださるようお願いいたします。

【所管事項の報告について】

○黒澤委員長 それでは、会議次第に従い進めてまいります。

初めに、所管事項の報告を受けます。順次報告を受けた後、所管ごとに区切って質疑を行いたいと思います。

それでは順次報告願います。市民部長。

○阿部市民部長 おはようございます。

それでは、所管事項ですけれども、委員会資料の2ページをお願いいたします。

市民部からの報告は、鹿角市国民健康保険第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画（素案）の概要についての1件であります。素案の内容及び策定経過につきましては、担当課長から報告いたしますので、よろしくようお願いいたします。

○黒澤委員長 佐藤次長。

○佐藤市民部次長 兼 市民課長 それでは市民部資料1をご覧ください。

鹿角市国民健康保険第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画の概要について説明いたします。

1、計画策定の趣旨ですが、現行の第2期データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画は令和5年度をもって計画期間が終了することから、引き続き、より効率的かつ効果的な保健事業を実施するため、新たな計画を一体的に策定するものです。

両計画の位置づけについてですが、データヘルス計画は、レセプトや健診情報等のデータ分析に基づき、本市特有の健康課題を明確にした上で事業の企画を行うもので、計画には保健事業の内容、評価方法、目標等を定めます。これにより、健康の保持増進とQOLの維持向上、結果として医療費の適正化につなげてまいります。

一方の特定健康診査等実施計画は、医療保険者に義務づけられている、メタボリックシンドロームに着目した特定健診及び特定保健指導の実施方法や、達成しようとする目標などを定めるものです。計画の期間は、国、県の関連計画等との整合性を踏まえ、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

2、鹿角市国保の健康課題についてです。計画の本編の方では、第4章として、各種データを用いて多角的に分析を行った結果を40ページにわたり示しており、それを基に第5章として健康課題の抽出と保健事業の実施内容をまとめております。

この概要版では、5つの健康課題を挙げて説明いたします。

1つ目は、特定健診受診率、特定保健指導実施率についてです。特定健診の昨年度の受診率は38.6%まで増加したものの、国が求める目標60%を大幅に下回っております。また、特定保健指導も低調に推移しており、生活習慣病予防のため実施率を上げる必要があります。

2つ目は、被保険者の健康意識についてですが、4年度の医療費を細小分類別上位10疾患で見ると、高血圧症、不整脈、脳梗塞といった循環器系の疾患が高くなっており、また慢性腎臓病、関節疾患や骨折の割合も高い状況にあります。循環器系の疾患は死亡原因となるものも多く、また筋骨格系疾患は、歩行能力やADLの低下につながるものが懸念されます。こうしたことから、健康の保持増進に向けて意識啓発を図り、これまでの食生活や運動習慣を見直し、行動変容につなげていく必要があります。

3つ目は、生活習慣病の早期発見・早期治療です。先ほどの説明のとおり、生活習慣病に係る疾病が多く占めている一方で、生活習慣病の重症化リスクがあるにもかかわらず、適切な受診につながっていない健診異常値放置者や生活習慣病治療中断者の存在があります。異常値の放置や治療の中断により、生活習慣病発症リスクが高まり、医療費負担の増加や日常生活に大きな影響を与える視覚障がい、心筋梗塞などの循環器系の疾病、人工透析の導入となる可能性が高くなりますので、受診による早期の治療を促します。

4つ目と5つ目は関連がありますが、適正受診と適正な服薬についてであります。重複・頻回受診や重複服薬、また、飲み合わせの悪い薬の併用は、効果の増強あるいは減弱、副作用など、患者に重大な影響を与える可能性がありますので、適正な受診・服薬対策を講じてまいります。なお、マイナンバーカードと健康保険証の一体化のメリットとして、医療機関や薬局において患者の薬剤情報等を正確に把握できる点が挙げられており、マイナ保険証の利用促進についても併せて周知を図ってまいります。

次に3、これからの保健事業ですが、本市では第7次鹿角市総合計画の基本戦略として「元気で健康やかな暮らしを支える」を掲げ、自らが定期的な健診受診とともに食・運動・社会参加による心身の健康づくりを心がけ、乳幼児期から高齢期まで生涯を通じて元気で健康に暮らすことのできるまちづくりを推進することとしています。

本計画では、先ほど挙げた健康課題について、①特定健診受診率及び特定保健指導実施率の向上、②被保険者の健康意識の向上、③生活習慣病の早期発見・早期治療による重症化予防、④医療費適正化と適正受診・適正服薬の4つの目標を掲げ、保健事業を実施します。保健事業の実施に当たっては、PDCAサイクルのプロセスに沿って毎年度評価を行うとともに、8年度には中間評価を行い、実施体制や目標値の見直しを図ってまいります。

最後のページに、保健事業の実施内容と評価指標を載せておりますが、これまでの事業を継続していく内容に加え、さらに効果を高めるような手法を取り入れながら事業を実施してまいります。

なお、計画については、秋田県国民健康保険団体連合会に設置されている保健事業支援・評価委員会による助言を得て作成しており、現在、計画の素案と概要版をホームページに掲載し、3月11日までの期間でパブリックコメントの募集を行っております。この後、国保運営協議会や庁内会議で意見を伺った上で成案とし、公表することとしております。

以上で説明を終わります。

○黒澤委員長 健康福祉部長。

○佐藤健康福祉部長 おはようございます。続いて、健康福祉部の所管事項について報告をいたします。

健康福祉部資料1をご覧ください。障害者相談支援事業等に係る消費税の取扱いについてですが、概要は、令和5年10月4日付で厚生労働省から「障害者相談支援事業等に係る社会福祉法上の取扱い等について」及び「自立相談支援事業等に係る社会福祉法上の取扱い等について」の通知が発出されております。

いずれも、多くの自治体において、消費税が非課税となる社会福祉法上の社会福祉事業について、

対象外の事業まで非課税扱いとされていることから、改めて取扱いの周知徹底を図るという内容であります。

これら通知を受け、本市の状況を確認したところ、2番のところに記載をしている9事業の委託業務について、消費税非課税の取扱いをしておりました。

次の2ページをお願いします。原因であります。市及び受託者の双方で課税に関する確認や認識が不十分であったことと捉えておりますが、国において、消費税課税の取扱いについての周知が不十分であったことから、全国各地で同様の事例が発生しております。

次に、影響額は上記9事業の令和5年度分の消費税として548万5,000円、受託事業者が平成30年度から令和4年度までの過去5年間について、消費税の修正申告を行った場合に想定される消費税相当額として1,890万5,000円、過去5年間分に係る延滞税相当額として145万6,000円、合計2,584万6,000円を見込んでおります。

なお、過去5年間分については、影響額を大まかに把握するため、当時の委託料に消費税率を乗じて試算したものであり、今後、修正申告の結果により影響額が変更となることをお含みおきいただきたいと思っております。

今後の対応ですが、国通知では「自治体が当該事業を民間事業者に委託する場合の委託料については、委託料に消費税相当額を加えた金額を受託者に支払う必要がある」とされておりますので、令和5年度分については、3月補正予算で消費税額分を増額した上で、変更契約を行う予定であります。過去5年間分については、修正申告による金額の確定に伴い発生する消費税及び延滞税相当額について、令和6年度に市が対応する方針としております。

再発防止策につきましては、社会福祉事業及び消費税に関連する法令等の確認を徹底するとともに、特に新規事業を実施する場合や法令改正に伴い既存事業に変更が生じる場合には、所管官庁にも確認を行うことといたします。

次に、次第の3ページになります。電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業（均等割のみ課税世帯・こども加算）については、去る2月6日の臨時議会で補正予算を議決いただいたところですが、今後のスケジュール等については、表のとおりとなります。

表の①均等割のみ課税世帯については、2月14日に課税状況が把握できる対象世帯840世帯に対して確認書を発送しております。転入者がいる世帯など、課税状況が把握できない世帯については、申請書を提出していただく形になります。給付金の振込みについては、確認書の返送があった世帯から順次実施しますが、1回目の振込は3月8日を予定しております。

②のこども加算については、対象世帯への案内通知の発送は3月7日を予定しております。

いずれの給付金も、確認書等の受付期限は5月7日としておりますが、こども加算については、令和6年8月31日までの出生者が支給対象となるため、基準日である令和5年12月1日以降の出生者がいる世帯は、8月31日を申請期限としております。

次に、令和6年度認可保育園及び認定こども園等の入園予定者数についてであります。健康福祉部資料2をお願いいたします。

昨年11月から受付しておりました、令和6年度の保育園等への入園申込みについては、審査を終了し、先ごろ入所承諾書を保護者に送付しております。

令和6年度の4月1日時点の入園児童数は、資料下の市内保育園・認定こども園合計と家庭的保育施設を合わせ594人となっており、待機児童はおりません。また、今後、出産を控えている方や、年度途中で育児休業から職場復帰を予定している方からの保育園等への仮申込みについては、現時点で39人の申請を受理しており、随時調整を図りながら入所の決定を進めてまいります。

健康福祉部からは以上です。

○黒澤委員長 教育部長。

○大里教育部長 それでは、教育委員会関係の所管事項の報告をさせていただきます。

資料は次第のほうに戻っていただきまして、4ページをお願いいたします。

初めに1の令和5年度卒業式及び令和6年度入学式についてであります。市内小中学校の卒業式及び入学式は、資料に記載の日程で開催予定であります。なお、令和6年度の入学予定者数は、1月末現在で小学校が140人、中学校が204人となっております。

次のページをお願いします。

2の第97回全日本学生スキー選手権大会についてであります。2月16日から19日までの日程で、花輪スキー場において、全国各地から選手をお迎えし、雪不足というコンディションの中ではありますが、熱戦が繰り広げられました。

また、閉会式におきましては、彬子女王殿下のご臨席を賜り、全日程を無事終了いたしております。今大会の開催当たりましては、多数のご支援とご協力をいただきました、競技団体をはじめ、市民の皆様にご心から感謝を申し上げます。

私からは以上であります。

○黒澤委員長 花海館長。

○花海ストーンサークル館長 続きまして、大湯ストーンサークル館関係から、2件の報告をいたします。

1点目の、大湯環状列石出土資料「土版」の商標登録については、「土版くん」の愛称で人気とな

っておりますが、最近、キャラクター的な利用や商品化など、既に多くの商品やイメージキャラクターとして世に出回っている状況にあります。

これまでは、出土品そのものということで特別制約をしないできましたが、使用に関する問い合わせが増え、中には実物とは異なるイメージのものも出始め、さらには、部外者から先に特許等の権利を取得されてしまう恐れがあることから、このたび市として商標登録を取得しましたのでご報告いたします。

教育委員会資料の1をお願いします。

こちらが商標登録証の写しとなっております。登録日は令和5年12月6日。登録番号及び対象商品、役務の内容は資料のとおりとなります。利用されると予想されるもの全てが網羅されていることとなります。有効期間は10年となります。登録対象につきましては、当初は「土版くん」の名称含め行うことも考慮しましたが、関係機関とも相談しまして、図形商標での登録といたしました。

今後は、利用に関する運用規程を作成し、商品化による大湯環状列石のPRの一助になるよう積極的に活用を促してまいりたいと考えております。

続きまして、2点目の特別史跡大湯環状列石保存活用計画(案)の概要についてを説明いたします。資料2をお願いいたします。

特別史跡大湯環状列石では、昭和53年に策定した特別史跡大湯環状列石保存管理計画にのっとり、遺跡の本格的な発掘調査、史跡の公有化を進めながら、平成10年度より第一次環境整備事業に取りかかり、現在の状況となっております。

第一次環境整備事業では、保存管理計画で示された課題や目的はおおむね達成されたものの、事業終了後から約20年以上が経過し、史跡を取り巻く環境も大きく変化し、新たな課題も散見され、また、これまでの保存管理を主体とした計画から、保存はもとより、人口減少社会と地域振興を意識した活用にも主眼を置いた、史跡の在り方の方向性を導いていくという国の指針も変わってきております。

本計画は、こうした背景の下、今後の史跡の保存・管理・活用・運営に関する方針とさらなる魅力向上を目指す、第二次環境整備事業に向けての方針を示す計画となります。

内容については、文化庁からの指針に基づいた全11章プラス、世界遺産の取扱いの附章との構成となっております。

第1章、2章では、ただいま述べました計画策定の目的と鹿角市、大湯環状列石の概要について、第3章では史跡の本質的価値を改めて明記しております。大湯環状列石における最大の価値は、複数の組石によって形成された最大級の2つの環状列石が良好な状態で見つかったことと、環状列石

の基本的な構造を明らかにし、遺構と一体的に保存された遺跡であることの2点を挙げております。また、大湯の場合は、それ以外の付加的な価値も持ち合わせていますので、副次的価値として3点ほど挙げております。

第4章では、本質的価値を踏まえ、次のページの真ん中ほど、オレンジの部分になりますが、計画の全体的な方針として、「縄文時代の遺志を受け継ぎ、現代に生きる感動的な遺跡」を大綱のスローガンとしております。この「遺志」には、大湯の売りは石だけに、石という意味合いも込めています。

第5章から第9章までは、計画に求められる保存・管理、活用、調査・研究、整備、運営・体制のそれぞれの現状、課題、方向性・方針、方法を示しております。

第5章の保存・管理では、「縄文時代そのままの感動を確実に保存し継承する」ことを基本方針とし、主に現状のままの露出展示の継続と史跡全体の維持管理や出土品の重要文化財指定を進めることとしております。

第6章、活用では、「史跡を地域の歴史的資源として現代(いま)に伝え次代(みらい)へ継承する活用を行う」ことを基本方針とし、学習機会の提供や、何度も足を運びたいくなるような体験メニューの開発や、史跡が多目的に利用できる場所となるための年間を通じた事業を実施していくことを、今後の対応方法としています。

第7章、調査・研究では、「史跡の調査研究による感動を発信する」ことを基本方針とし、過去の調査の再調査や関連遺跡の調査と現代科学を応用した未開発部分の研究の推進や環状列石研究の中核を目指します。

第8章の整備では、「現代人を縄文時代にいざなう整備を行う」を基本方針とし、県道移設を視野に入れた、ストーンサークル館の改修と史跡の既存復元物の再検討と利便性向上などの新たな整備を進めることとしております。なお、県道移設後のイメージパースを3ページ目に入れておりますので、ご参照ください。

第9章の運営・体制では、「史跡の保存活用のための運営体制を進化させる」ことを基本方針とし、人材育成と人口減少社会に対応した体制の効率化や運営資金を確保していくこととしております。

これら5つの項目の施策実施計画については、5年以内の短期、10年以内の中期的な期間の中で策定していくこととして第10章にまとめております。

そして、第11章では、計画が適切に進められているかの経過観察の方法についてまとめております。

附章として、世界遺産に関わる取扱いを記載しております。

今後は、委員の皆様の意見を取り入れながら、庁議を行い、策定することとしております。

計画の内容については以上となります。

○黒澤委員長 所管事項の報告が終わりましたので、これより質疑を受けます。

初めに、市民部の報告事項について質疑、ご意見等がございましたら発言願います。丸岡委員。

○丸岡委員 概要版について、お伺いいたします。大きい数字の2、医療費に関わる、多分これは医療費を抑えるということが目的のところ、(3)のところに書かれているんですけども。表の7が、透析の部分だけを抽出して掲示されているんですけど、なぜこの疾病だけ抽出して概要版に載せなければならなかったのか、理由があるんでしょうか。普通であれば、医療費全体がこれくらいかかっているよというような見せ方をすべきかなと思うんですけど。特定の疾患、疾病だけを抜き出したのは、どういう理由があるか聞かせてください。

○黒澤委員長 佐藤次長。

○佐藤市民部市長 兼 市民課長 ただいまのご質問ですけれども、まず、医療費全体の推移というのは常々お知らせしているとおりの内容となります。今回のデータヘルス計画の中では、その医療費の疾病別の割合というものを図表3のところで説明しております。

あえて取り上げている内容につきましては、特に医療費が高額になってしまっているもの、それから、予防・行動変容することで抑えられる医療費の部分というのを特に注目して、この計画の中で掘り下げていくという形にしておりますので、単に医療費が高いということだけでなく、行動変容によって改善できる部分ということで透析を取り上げる内容としております。

それから、鹿角市の透析患者の割合というのが、やはり県、それから同規模自治体、国と比べても特段に高くなっておりまして、例えば県では被保険者の中で透析患者の割合というのは0.33%です。しかし、鹿角市は0.54%と高くなっておりまして、こういったことから、早い段階で治療につなげることで透析への移行を食い止めていこうということで、この部分は特に取り上げたこととなっております。

以上です。

○黒澤委員長 丸岡委員。

○丸岡委員 分かりました。おっしゃることはそのとおりだと思うんですけども。病気って、なりたくてなるわけじゃないんですよ。まずね。

ここの文章を読むと、ひねくれた取り方をすればですよ。受けるべきことを受け、早期の治療をしなかったばかりにこういうふうになって、これくらいお金がかかることになって、負担が多くなってるんですよ、というような取り方をする人がある中で、この特定の疾病だけを取り上げてここ

に書くことが、本当にいいのかどうかというところが、ちょっと疑問を持ったものですから。そのところ誤解を招かないような表現なりに変えていただければありがたいなと思うんですけど。

○黒澤委員長 佐藤次長。

○佐藤市民部次長 兼 市民課長 この概要版では、先ほど申した状況でこれを取り上げていますが、本編のデータヘルス計画素案の中では、これだけを取り上げているわけではなくて、40ページ分見ていただければ分かると思いますが、様々な角度から分析して課題を抽出しております。確かにおっしゃるとおり、必ずしも予防すれば病気にならないということはないことは確かですが、生活習慣病に関しては、それ以外のものより、取り組むことで抑えられる性質のものでありますので、そこについてははっきり啓発をしていかなければならないと思っております。以上です。

○黒澤委員長 丸岡委員。

○丸岡委員 県内でも透析率が非常に高いというお話でした。なので、そこを抑えたいという意向があったと最初の説明では聞き取れるんですけども。実際に他の低いところとの比較みたいなものがあると、見るほうは納得すると思うんですよ。なぜ載せたのって言ったら、鹿角市は県内でも非常に高く、それは多分受けてないからだ。この書き方でいけばね。受けていてもなおかつこうだっているのか、全くそういう予防措置、病院に行かないからこうだっているのが、この書き方では読み取れないんですよ。そこのところだけお願いすればよいと思います。

答弁は必要ないです。ありがとうございます。

○黒澤委員長 市民部長。

○阿部市民部長 丸岡委員の懸念は本当に、うがった見方の懸念だと思っていまして。人工透析をしている方を差別する意図は全くありません。この限られた今回の4ページという中で載せられる情報が少なかったのもそういう懸念を持たれるかもしれませんが、説明する場では、きちんとその点を説明していきますし、詳しくは本編を見ていただければそういう意図で特定の疾病をやり玉に上げるという意図は全くないので、その辺はご理解いただきたいと思っております。

○黒澤委員長 ほかにございませんか。児玉委員。

○児玉委員 1ページ目。2の鹿角市国保の健康課題ということで、38%まで増加したものの、国が求める目標60%の達成には至っていません。この低調な結果の原因というのは、何だというふうに、この計画の中には書いていないように私は思ったんですけども。その辺はいかがでしょうか。原因を知りたいんですけど。

○黒澤委員長 丸岡班長。

○丸岡市民課副主幹 兼 国保医療班長 令和3年度に電話勧奨を行った際のアンケートでは、「忙し

い」、「時間が取れない」という意見が多かったということになります。ですので、こちらとしましても、集団健診の夜間の開催、土曜日等の開催を含めまして、受けやすい環境ということで準備しております。また、忘れていた方も多いいということもございましたので、受診勧奨のはがきを年2回発送するほか、行かなければいけないだろうという思いを強くしていただけるような文章の書き方等考えて対応しているところであります。

○黒澤委員長 児玉委員。

○児玉委員 そういう原因を解消する方策、そういうのは、この計画の中にはどこか書いていましたでしょうか。先ほどの話も出たような、事前の改善点は。

○黒澤委員長 丸岡班長。

○丸岡市民課副主幹 兼 国保医療班長 計画書素案の本編のほうには、未受診者に対しナッジ理論を活用した効果的な通知内容とタイミングで受診勧奨を行う、また、前年度の健診受診者に対しては健康指標通知を送付することで健診受診の意欲を高める。医療機関との連携としまして、診療情報提供の活用ということで、一から健診を受けなくても既に病院側で健診のデータを持っている場合については、その情報を提供することで健診にみなすという制度もございますので、今年度も医療機関のほうと連携しながら進めておりますが、6年度からにつきましても、今説明しました項目等につきまして医師会等との連携のもとに受診勧奨を進めてまいりたいということに記載しております。

○黒澤委員長 児玉委員。

○児玉委員 やはりこのところが一番の元になると思うんですよ。健診の受診率を上げるということが、結果的には回りまわって医療費なり何なり軽減するとか、いい方向に転がっていくような感じがするので、その辺をやはり、例えばアピールの仕方とか、そういうのを重点的に計画に載せていくという方法がいいんじゃないかなと、私は思うんですけど。この計画そのものが駄目だということではなくて、どこにそのポイントを置くのか、重点を置くのかというところを、もう少しメリハリをつけて作ったほうが良かったんじゃないかなという。私の感覚的にそう思いましたので発言させていただきました。

以上です。

○黒澤委員長 答弁よろしいですか。（「はい、答弁よろしいです」の声あり）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒澤委員長 ほかにないようですので、次に健康福祉部の報告事項について、質疑・ご意見等がご

ございましたら発言願います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒澤委員長 ないようですので、次に教育委員会の報告事項について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒澤委員長 ないようでありますので、所管事項の報告についてはこれで終わります。

【案件】

○黒澤委員長 次に案件に入り、付託事件の審査を行います。

当常任委員会の閉会中の審査事件となっておりますのは、継続審査としております陳情2件、及び、教育行政及び民生施策の推進についてであります。

初めに、5 陳情第 12 号、健康保険証廃止の中止について国に意見書提出を求める陳情について審査いたします。

それでは委員の皆さんより、意見を述べていただきたいと思えます。田村委員。

○田村委員 国会のほうでもいろいろ言われていますけれども、もう少し精査してみたいと思えますので、継続審査でお願いしたいと思えます。

○黒澤委員長 ただいま継続審査という発言がございました。それでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒澤委員長 ご異議ないようであります。これについては、継続審査ということで決したいと思えます。

次に、5 陳情第 15 号、年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情について審査いたします。

それでは委員の皆さんより、意見を述べていただきたいと思えます。田村委員。

○田村委員 これも前の件と同様に、もう少し精査していきたいなと思っておりますので継続審査をお願いします。

○黒澤委員長 ただいま継続審査という発言がございました。それでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒澤委員長 ご異議ないようであります。これについては、継続審査ということで決したいと思えます。

次に、教育行政及び民生施策の推進についてを議題といたします。

委員の皆様から、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。丸岡委員。

○丸岡委員 教えていただきたいのですが、次年度 6 年度に小学校から中学校へ進学される人数がさき出ておりましたけれども、クラブ活動の地域移行に伴って、地元の中学校ではなく越境して入るとか、そういうような状態の生徒さんっていうのは、数とかは把握されておられるのでしょうか。もしか分かっていたら教えていただきたいのですが。

○黒澤委員長 渡部次長。

○渡部教育次長 兼 総務学事課長 中学校への進学に伴うクラブ活動等による越境ということなのですが、基本的に通学区域に基づいて中学校に進学というのが定められておりますので、部活動を主体とした進学というような括りでは教育委員会としては制度的にはありませんので、あくまでも通学エリアに居住している生徒さんが学校のほうに通学するという形と捉えております。

○黒澤委員長 丸岡委員。

○丸岡委員 基本的なことはそのとおりだとも思いますけれども。現実問題として、中学校でもスポーツを続けたいと、できれば親御さんとしてはスポ少ではなくて、まだ中学校にそういうクラブがあるのであればそちらのほうだと、当然希望も出てくると思いますし。それから、長くスポ少をやっていて、チームメイトもその学校にいっぱいいるのでそちらに行きたいというお子さんの希望を叶えるために、ということもあるということで。そういうのは基本的に受け付けない、でよろしいのですか。

○黒澤委員長 渡部次長。

○渡部教育次長 兼 総務学事課長 先ほども申しましたとおり、通学区域の中に居住、という部分が実態的に必要となりますので、そちらのほう教育委員会としては判断基準となるということとなります。

○黒澤委員長 丸岡委員。

○丸岡委員 分かりました。そうすれば、ないということで、理解しておきますので。次年度以降、そういう生徒さんとかは出てこないでしょう。ありがとうございます。

○黒澤委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒澤委員長 ないようですので、これで終わりたいと思います。

それでは、陳情 2 件、並びに、教育行政及び民生施策の推進については、今後においても継続審査すべきこととし、本日の閉会中の審査事件の審査はこれで終了したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒澤委員長 ないようですので、付託事件の審査はこれで終了いたします。

【閉 会】

○黒澤委員長 次に、その他に入ります。

初めに、3月定例会提出予定議案について、当局より説明願います。奈良課長。

○奈良生活環境課長 資料の6ページをお願いいたします。

案件(2)その他の、①3月定例会提出議案について説明をいたします。

ポツの1つ目、市民部生活環境課関係の人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてであります。9名おります人権擁護委員のうち、令和6年6月30日をもって任期満了となります5名について、後任を推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会のご意見をいただくため3月定例会への諮問を予定しておりますので、よろしくをお願いいたします。

説明は以上です。

○黒澤委員長 工藤課長。

○工藤すこやか子育て課長 続いて健康福祉部関係の提出予定議案について説明いたします。

初めにすこやか子育て課関係ですが、鹿角市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、特定教育・保育施設の設置者は、保護者が利用の申込みを行うに当たり、施設を選択するための教育・保育の内容や運営状況に関する情報について、書面掲示の義務づけに加え、インターネットによる情報の提供を義務づける等のため、所要の改正を行うものです。

説明は以上です。

○黒澤委員長 成田課長。

○成田あんしん長寿課長 続いて、あんしん長寿課関係についてご説明いたします。

1つ目の鹿角市介護保険条例の一部改正については、第9期介護保険事業計画の開始に合わせ、介護保険料の算定基準等を改めるため条例を改正するものです。

2つ目の鹿角市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正については、3年に1度の介護保険制度見直しに伴う国の基準省令の改正を受け、条例を改正するものです。

提出予定議案についての説明は以上です。

○黒澤委員長 佐藤次長。

○佐藤市民部次長 兼 市民課長 続きまして、②3月定例会提出予定補正予算の概要について、市民

部関係より説明いたします。

初めに市民課関係ですが、(1)一般会計の歳出3款1項6目、後期高齢者医療費は、秋田県後期高齢者医療広域連合へ支払う事務費負担金の確定により減額するものです。

市民課関係については以上です。

○黒澤委員長 奈良課長。

○奈良生活環境課長 続きまして、生活環境課関係について説明いたします。

①2款2項2目、生活安全対策費の地域公共交通維持確保対策事業154万5,000円につきましては、事業実績の確定に伴い生活バス路線運行費補助金を増額するものです。

説明は以上です。

○黒澤委員長 井上課長。

○井上福祉総務課長 続きまして、健康福祉部福祉総務課関係の補正予算の主なものをご説明いたします。

①の3款1項1目、社会福祉総務費から次のページの③3款1項2目、障害者福祉費までの委託料の増額については、消費税非課税としておりました委託契約に、消費税相当分を追加するものです。

④の4款1項1目、保健衛生総務費のかづの厚生病院支援補助金ですが、算定基礎となる病床数の変更により補助金額が減額となることによるものです。

⑤の4款1項5目、新型コロナウイルス感染症対策費のPCR検査センター運営事業の減額は、市交流センター内に開設しておりました検査所が5月末で閉鎖したことから、6月以降の計上しておりました予算について減額するものです。

以上です。

○黒澤委員長 村木専門官。

○村木健康福祉部保健医療専門官 兼 新型コロナウイルス感染症対策室長 続きまして、新型コロナウイルス感染症対策室関係の予算です。

①新型コロナウイルスワクチン感染症対策費の「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業198万7,000円の減額は、今年度末で新型コロナウイルスの特例臨時接種が終了となりますが、今後集団接種の実施見込みはなく、会場借上料を減額するものです。

以上です。

○黒澤委員長 古田課長。

○古田生涯学事課長 次に、次のページの教育委員会関係ではありますが、10款5項6目、文化の杜

交流館費の文化の杜交流館事業費 188 万 6,000 円の減額は、文化ホール自主事業などの開催に関わる印刷製本費や、イベント委託料などの実績見込みによるものです。

以上で説明を終わります。

○黒澤委員長 説明が終わりました。

次に、③令和 6 年度当初予算の概要について、当局より説明願います。奈良課長。

○奈良生活環境課長 令和 6 年度当初予算について、主な事業についてご説明いたしますので、共通資料の令和 6 年度当初予算の概要をお願いいたします。

最初に市民部の説明となりますので、資料の 4 ページをお願いいたします。

下から 3 段目の、ナンバー22、集落支援事業であります。集落支援員 2 名を配置し、自治会等の状況調査や課題解決に向けた話し合いへの支援を行うとともに、集落活動応援事業費補助金を交付し、自治会の活性化に向けた取組を支援しております。

次に、ナンバー23、男女共同参画推進事業であります。男女共同参画に係る意識啓発を進めるため、男女共同参画推進会議の開催や、ワーク・ライフ・バランス優良企業の表彰を行うほか、新たに男女共同参画推進事業セミナーを開催し、さらなる男女共同参画社会の実現を目指します。

次に、資料の 5 ページをお願いします。

ナンバー26、地域公共交通維持確保対策事業であります。鹿角市地域公共交通計画に基づき、将来にわたって地域公共交通の維持確保を図るため、主要交通結節点を接続する生活バス路線への運行費補助や、廃止代替路線などの運行业務委託を継続して実施するほか、新たに、二種免許取得費用の助成や交通弱者対策の拡充、路線バス定期券購入費の一部助成を行うことで、利便性の高い持続可能な公共交通の構築を図ります。

次に、ナンバー27、空き家等適正管理推進事業であります。空き家の適正管理を推進するため、空き家等対策協議会の開催や危険老朽空き家の解体費用の助成を行うほか、令和 5 年度に実施した空き家実態調査の結果を基に、空き家所有者等に対する適正管理指導を行います。また、新たに空き家からの落雪について、所有者不明などにより除排雪が困難であるなど、一定の条件を満たす場合に市が対応することで、安心・安全な生活の確保を目指します。

次に、ナンバー28、市民センター管理費であります。4 地区の地域づくり協議会等の指定管理による市民センター施設の管理運営や地区ごとに特色ある事業を実施するほか、各市民センターの照明設備について、計画的に LED 照明化を進めるため、設計、工事を行います。

次に、ナンバー29、収納率向上特別対策事業であります。WEB 口座振替の拡充や預貯金照会のオンライン化など、適正な債権管理と効率的な滞納整理を行う費用を計上し、収納率の向上を図

ってまいります。

次に、ナンバー30、個人番号カード交付事務費であります。新たにマイナンバーカードの交付や管理のためのシステムと、申請書の自動作成システムを導入し、事務の適切な管理と取得促進を図ってまいります。

次に、少し飛びますけれども、9ページをお願いいたします。

ナンバー57、後期高齢者健康推進事業であります。後期高齢者が健康で自立した生活を送ることができるよう、フレイルチェックや低栄養予防、口腔ケアなどの健康教育を進めてまいります。

市民部については以上になります。

○黒澤委員長 井上課長。

○井上福祉総務課長 続きまして健康福祉部関連ですが、最初に福祉総務課関係について、新規事業等を中心にご説明いたします。

6ページをお願いします。

ナンバー35、重層的支援体制整備事業（多機関協働事業）ですが、今回、新規事業としまして、各事業名に重層的支援体制整備事業と記載されている事業が健康福祉部のほうで10事業ございます。

重層的支援体制整備事業は、住民が抱える福祉的課題が複雑化・複合化する中で、従来の高齢者、障がい者、子ども・子育て世帯、生活困窮など、制度ごとの縦割りの支援体制では、複合的な課題や狭間のニーズへの対応が困難となっている事例に対して、包括的な相談支援体制を構築するとともに、新たに国の財政支援も一本化し、一体的な執行を可能とした事業です。

これまでの高齢者、障がい者、子供などの既存事業で実施していた事業の中から、相談支援や対象となる方が参加する事業などを、新たに重層的支援体制整備事業のメニューとして実施していくものです。

続いて、ナンバー39、障害者福祉事業の障がい者福祉タクシー券交付事業は、対象となる障がい者の方が社会参加をする手段としてタクシーを利用する場合、費用の一部を助成しているものですが、1枚500円のタクシー券を1枚600円に拡充するものです。

続いて飛びますが、12ページをお願いします。

一番上、ナンバー81、医師確保対策事業ですが、来年度も引き続き、医学生修学資金として医学生4名分の貸付を予算化するほか、岩手医科大学への寄附講座を設置いたします。

福祉総務課は以上です。

○黒澤委員長 成田課長。

○成田あんしん長寿課長 続いて、あんしん長寿課関係についてご説明いたします。

7ページにお戻りいただきまして、ナンバー48、高齢者等生活支援事業の3つ目、高齢者福祉タクシー事業では、タクシー券1枚当たりの額を500円から600円に見直し、年間で一人当たり最大2,400円を増額いたします。

8ページに移りまして、ナンバー50、介護人材確保推進事業では、介護職について興味や関心を持ってもらう機会として、介護人材育成セミナーを開催しておりますが、対象を新たに小学生まで広げ実施いたします。

ナンバー51からナンバー53については、いずれも介護保険事業特別会計で実施してきた継続事業となりますが、重層的支援体制整備事業への移行に伴い、一般会計で実施いたします。

一般会計、あんしん長寿課関係は以上です。

○工藤すこやか子育て課長 続きまして、すこやか子育て課関係について説明いたします。

9ページをお願いいたします。

ナンバー58、重層的支援体制整備事業のこども家庭センター運営事業ですが、令和6年度から市町村への設置が努力義務とされた母子保健と児童福祉の両機能を併せ持つこども家庭センターを設置し、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援と、全ての子供と家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の経済的、または子育ての悩みなど複合的な課題に応じた支援まで、切れ目のない支援体制を整えるものです。

次にナンバー62、子育て世帯訪問支援事業ですが、子育て家庭の居宅を訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施するものです。なお、国の事業整理により、現在も実施している養育支援訪問事業の中の育児・家事援助部分がこちらの事業に移行されるものです。その他の保健師等の専門的相談支援については、こども家庭センター運営事業の中で実施することとなります。

10ページをお願いいたします。

ナンバー68、すこやか子育て支援事業ですが、子育て世帯の経済的負担や育児負担の軽減を図るため、保育園等において3歳以上の児童に対する主食提供を無償で開始するほか、保育料について所得制限を撤廃した完全無償化を実施することとし、保育サービスの充実を図ります。

次にナンバー71、重層的支援体制整備事業の子ども未来センター運営事業ですが、乳幼児とその保護者等の交流の場の提供や相談機能も併せ持つ従来からの事業ですが、重層的支援体制整備事業の枠組みの中に整理することから新規の扱いとなっております。

11ページをお願いいたします。

ナンバー74、認定こども園施設整備事業ですが、公共施設の省エネ設備の更新の一環で、八幡平なかよしセンターの照明設備の更新を行うため実施設計を行うものです。

少し飛びまして、13 ページをお願いいたします。

ナンバー90、予防接種事業ですが、拡充分として、新型コロナワクチン接種が令和6年度から65歳以上の方や基礎疾患を有する60歳から64歳までの方を対象とした定期接種に変更となるため、季節性インフルエンザと同様に、接種費用の一部助成を行うこととします。また、任意接種として小児と妊婦を対象に接種費用の一部助成を行い、感染症による蔓延防止に努めます。

説明は以上です。

○黒澤委員長 教育次長。

○渡部教育次長 兼 総務学事課長 少し飛びまして、26 ページをお願いいたします。

教育委員会関係についてご説明いたします。

ナンバー195の学校備品整備費であります。小中学校普通教室の木製机椅子につきまして、配置から長いもので20年以上が経過し、老朽化が進んでいることから、児童生徒が安全で使いやすい机椅子にするため、新たに購入する経費を計上いたします。

ナンバー199の学校施設管理費は、小中学校の照明設備につきまして、LED化改修を行うため実施設計を行うほか、洋式化率の低い学校トイレの洋式化を図るため、実施設計を行います。なお、令和6年度では、花輪小学校と十和田中学校のLED化改修に係る実施設計委託料と、十和田中学校トイレの洋式化に係る実施設計委託料を計上し、工事につきましては7年度の予定としております。

次の27 ページをお願いします。

ナンバー203の部活動地域移行推進事業であります。中学校部活動の段階的な地域移行を図るため、引き続き部活動地域移行検討委員会を開催し、地域に合った移行に向けた検討を重ねるほか、県の計画等を踏まえ、市の推進計画を策定いたします。また、新たに地域移行コーディネーター1名を配置するほか、休日等部活動の地域移行に向けたモデル的な取組を進めることとし、その検証に係る経費を計上いたします。

○黒澤委員長 古田課長。

○古田生涯学習課長 続いて、生涯学習課関係についてであります。28 ページをご覧ください。

ナンバー209の文化財保存活用地域計画策定事業は、鹿角市と小坂町を圏域とする文化財保護に向けた将来ビジョンを明らかにし、地域が一体となった保存・活用の取組を具現化するための計画の令和7年度の策定を目指します。

続いてナンバー211の先人顕彰館管理費は、先人顕彰館の管理運営や企画展などを実施するほか、内藤湖南・十湾書簡集の第2集を作成します。

続いてナンバー212の図書館管理費は、鹿角市立図書館2館の管理運営を行うほか、十和田図書館については、新施設でのI C図書館情報システム稼働に向けた蔵書の移行作業を行います。

続いてナンバー213、十和田図書館整備事業は、年度内の工事の完了を目指し2年目の工事を進めるほか、新施設での開館に向け必要となる施設用備品の購入を行います。

次に、29ページをお願いします。

ナンバー217の大湯環状列石環境整備事業は、大湯環状列石の新たな整備に向けた、環境整備基本計画を策定します。

続いてナンバー218の大湯環状列石保存活用事業は、遺跡の保存と活用につなげる機会を創出するため、体験学習やガイドの育成を進めるほか、縄文祭を開催いたします。

生涯学習課関係は以上です。

○黒澤委員長 児玉課長。

○児玉スポーツ振興課長 続きまして、スポーツ振興課関係について説明いたします。

ナンバー221、スキーと駅伝のまちづくり事業ですが、十和田八幡平駅伝競走全国大会への参加チームの増加を図るため、全ての参加チームに対し宿泊費を補助することとしております。

また、鹿角高校への支援策として、同校のスキー部及び陸上部に在籍し、下宿等を利用して通学する生徒に対し、費用の一部を支援することとしております。

30ページをお願いいたします。

ナンバー225、国民スポーツ大会推進費ですが、第79回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会につきまして、3年ぶり9回目の開催が決定しておりますので、関連予算を計上しております。

スポーツ振興課関係は以上です。

○黒澤委員長 渡部次長。

○渡部教育次長 兼 総務学事課長 ナンバー228の学校給食費ではありますが、安全・安心な学校給食を提供するほか、栄養バランスや質・量を保った給食提供を維持しつつ、保護者等の負担軽減を図るため、今年度と同様に、学校給食費の一部として1食あたり20円を支援します。

以上で、一般会計当初予算の概要の説明を終わります。

○黒澤委員長 佐藤次長。

○佐藤市民部次長 兼 市民課長 続きまして、31ページをご覧ください。

国民健康保険事業特別会計について説明いたします。

ナンバー3の健康教育活動費ですが、服薬情報通知事業としまして、重複・多剤服薬者に対し通知を行うことで、かかりつけ医や薬局への相談を促し、適正な服薬と医療費の軽減や適正化につなげてまいります。

ナンバー5の生活習慣病重症化予防事業ですが、生活習慣病予備軍の方を対象に、医療機関への受診を促す勧奨通知を行うほか、糖尿病などの疾病リスクの高い人が重症化するのを防ぐため、訪問指導などを行ってまいります。

ナンバー6の特定健康診査事業ですが、受診率の向上に向けて、未受診者対策事業及び継続受診を促すための受診者フォローアップ事業を実施するほか、若年者を対象とした健診も実施し、生活習慣病の予防に努めてまいります。

市民課からは以上です。

○黒澤委員長 成田課長。

○成田あんしん長寿課長 続いて、あんしん長寿課から介護保険事業特別会計について説明します。資料は32ページです。

介護会計全体の予算規模ですが、令和5年度当初予算と比較し、約1億円少ない49億円と見込んでおります。減少となった主な要因は、重層的支援体制整備事業の実施に伴い、7つの事業が一般会計へ移行したことによるものです。

また、資料のナンバー1からナンバー4の要支援・要介護者等に係る保険給付費等については、施設介護サービスや介護予防住宅改修費など一部のサービスにおいて増加が見られるものの、全体では被保険者数の減少に伴い、前年度予算より減額となる見込みであります。

以上で、令和6年度当初予算の概要について説明を終わります。

○黒澤委員長 説明が終わりました。

今後、定例会中の審査もございますので、説明のみとさせていただきたいと思いますが、どうしても今回確認したい点がございましたら発言願います。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒澤委員長 ないものと認めます。

ほかに、当局及び委員の皆様から何かありましたら発言願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒澤委員長 ないものと認めます。(2)その他についてはこれで終わります。

【閉 会】

○黒澤委員長 以上をもちまして本日予定いたしました協議事項は全て終了いたしました。

当局におかれましては、ただいま出されました要望、意見等について十分検討され、それぞれ措置願いたいと思います。

それでは、ただいまの時刻をもって教育民生常任委員会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午前 11 時 14 分 閉会